

環境衛生課からの お知らせ

環境衛生課（吉備庁舎）
清水行政局 建設環境室

ごみ分別すれば資源！

尾岩坂ごみ処分場

尾岩坂ごみ処分場（川口441番地）では、家庭から発生した土砂やがれき類などを処分することができます。

搬入できるもの

町内の家庭から発生した次のものうち、町民自らが解体し処理したものに限ります。

- ・ガラス、陶器類
- ・がれき類（瓦・れんが・タイル・コンクリート殻（鉄筋の入っていないもの）・非飛散性カラーベストなど）
- ・土砂

※アスファルト、石こうボードは搬入禁止です。

※解体や撤去、処理などを業者に依頼して発生したものは、産業廃棄物とみなされ搬入できません。

● **処分場への搬入条件**

- ・処理場へ搬入できる方は、許可を受けた本人か、許可を受けた本人の4親等以内の方です。
- ・搬入の上限量は4トン（同一現場からの搬入量の累計）です。

許可申請方法

- ・尾岩坂ごみ処理場へ搬入を希望される方は、事前に環境衛生課で許可願出書の提出が必要です。
- ・許可書は、搬入物発生地の現場確認後にお渡します。

処理手数料

車両	料金
軽トラック	520円
0.75トン積車両	1,570円
1トン積車両	2,100円
1.5トン積車両	3,150円
2トン積車両	4,200円
4トン積車両	8,400円

(車両1台につき)



乾電池回収ボックスから取り出された混入物

乾電池回収ボックスに
異物を入れないで

使用済みの乾電池は各地区内のごみステーションなどに設置している乾電池回収ボックスで回収しています。しかし、その回収ボックスに乾電池以外のもの（充電式電池・ボタン電池・電球・ライター・空き缶など）がたくさん混入されています。乾電池回収ボックスには乾電池以外のものを入れないでください。

また、乾電池を袋に入れたまま乾電池回収ボックスに入れないと、お願いします。

乾電池ボックスが満杯になつたら、環境衛生課へご連絡ください。

ピンポイント☆分別コーナー

じゅうたんは「燃えるごみ」で出せるよ。
指定袋に入らない場合は…

- ①切断し、分けて指定袋に入れる
- ②直接環境センターに持ち込む
(有料、指定袋不要)
- ③粗大ごみ特別収集の日に出す
(無料、指定袋不要)

いずれかの方法で出してね！



家庭から出る
燃えるごみの収集量
令和3年（2021年）11月／約294トン
前月から約4トンの増加

有田川町の家庭から出る燃えるごみや燃えないごみは環境センターで処理されており、その運営費の一部を分担金として支払っています。分担金はごみ搬入量と人口に基づいて計算されます。

生ごみの水切りやコンポスト容器の利用など、ごみ減量によって環境にも町財政にもエコな暮らしを目指しましょう。